

鹿児島県警察情報システム及び管理対象情報の取扱いについて（概要）

（平成31年3月6日 鹿情第13号）

本通達は、「鹿児島県警察における情報セキュリティに関する訓令」に基づき、警察情報システム及び管理対象情報を取り扱う際に情報セキュリティ上遵守すべき事項について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 管理対象情報の分類及び取扱制限の決定等
- 管理対象情報の取扱い
- 警察情報システムの取扱い
- 外部記録媒体の取扱い
- 個人所有の機器の取扱い

等である。